

九都県市一斉自転車マナーアップ運動 実施要綱

期 間

九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間
令和5年5月1日（月）から31日（水）

スローガン

- 自転車も のれば車の なかまいり
- ヘルメット かぶるだけでも 救える命

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底

目的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

実施事業

- 1 九都県市一斉自転車マナーアップ運動
 - (1) 場所 フォルテ秦野
秦野市曾屋1210
 - (2) 日時 5月11日（木） 午後4時から
※雨天時中止（当日朝連絡）
 - (3) 実施内容

主唱：秦野市交通安全対策協議会・秦野警察署・秦野市交通安全協会

フォルテ秦野に買い物に来られた方に向けて、自転車交通ルールの遵守や乗車用ヘルメット着用の周知徹底を呼びかけます。

2 周知活動

(1) ポスター掲出

各公民館、大根公園、カルチャーパーク、図書館、広畑ふれあいプラザ、末広ふれあいセンター、市内公営駐輪場、保健福祉センター

(2) 広報車による周知（週1回程度）

県道70号主要地方道秦野・清川線を通るサイクリスト及び市内小田急線各駅付近の交通量の多い区域において、広報車による自転車交通ルールの向上及びマナー向上の呼びかけを実施します。

(3) 横断幕・のぼり旗等による周知

市役所西庁舎前及び交通公園に横断幕・のぼり旗を掲出します。また、交通公園の利用者に対して自転車の安全な乗り方や自転車損害賠償責任保険加入の啓発を行うため、同公園内に啓発物品を配架します。